

森林の土地を取得したとき届出が必要です

新しい制度が平成24年4月からスタート

詳しくは、所有者となった土地がある市役所・町村役場や、都道府県庁又は出先機関の林務担当までお問い合わせください。

Q なぜ新たな届出制度ができたのですか？

- A 森林の所有者が分からないと、
- ① 行政が森林所有者に対して助言等ができない
 - ② 事業者が間伐等をする場合に所有者に働きかけて森林を集約化し効率を上げられない

ことから、森林の土地の所有者の把握を進めるため、森林法改正により設けられました。

なお、この届出により、森林の土地の所有権の帰属が確定されるものではありません。



適切に森林整備を推進！

Q どのような場合に届出が必要なのですか？

- A 個人か法人かによらず、売買契約のほか、相続、贈与、法人の合併などにより、森林※¹の土地を新たに取得した場合に、事後の届出として森林の土地の所有者届出が必要です。面積の基準はありませんので、面積が小さくても届出の対象となります。ただし、国土利用計画法に基づく土地売買契約の届出※²を提出した場合には、森林の土地の所有者届出は不要です。

※¹ 都道府県が作成する地域森林計画の対象となっている森林です。登記上の地目によらず、取得した土地が森林の状態となっている場合には、届出の対象となる可能性が高いのでご注意ください。

※² 国土利用計画法に基づき、次の面積以上の土地の売買契約をしたときは事後届出が必要です。

市街化区域:2,000m² その他の都市計画区域:5,000m² 都市計画区域外:10,000m²

Q どのように届出を行うのですか？

- A 所有者となった日から90日以内に、取得した土地がある市町村の長に届出を行います。相続の場合、財産分割がされていない場合でも、相続開始の日から90日以内に、法定相続人の共有物として届出をする必要があります。



届出書の提出



市役所・役場



Q どのような届出書を提出するのですか？

A

届出書の様式に記入のうえ、次の書類を添付して提出して下さい。

- ① その森林の土地の位置を示す図面(任意の図面に大まかな位置を記入)
- ② その森林の土地の登記事項証明書(写しでもよい)、又は、土地売買契約書、相続分割協議の目録、土地の権利書の写しなど権利を取得したことが分かる書類

森林の土地の所有者届出書							
					年	月 日	
市町村長 殿							
住 所							
届出人		氏名		法人にあつては、名 称及び代表者の氏名		印	
電話番号							
次のとおり新たに森林の土地の所有者となつたので、森林法第10条の7の2第1項の規定により届け出ます。							
所有権の移転に関する事項	前所有者の住所			前所有者の氏名 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)			
	所有者となつた年月日			所有権の移転の原因			
	年 月 日						
土地に関する事項	番号	土地の所在場所				面積 (h a)	持分割合
		市町村	大字	字	地番		
	1						
	2						
	3						
		計					
備 考							

注意事項

- 1 新たに所有者となつた森林の土地について、その所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
- 3 所有権の移転の原因欄には、売買、相続、贈与、会社の合併など具体的に記載すること。
- 4 土地に関する事項は、番号欄の番号に対応して、一筆の土地ごとに記載すること。
- 5 面積は、ヘクタールを単位とし、小数第4位まで記載し、第5位を四捨五入すること。
- 6 持分割合は、新たに所有者となつた土地について共有している場合に記載すること。
- 7 備考欄には、森林の土地の用途、森林の土地の境界の把握の有無その他参考となる事項を記載すること。
- 8 規則第5条の2第2項に規定する次の書類を添付すること。
 - (1) 当該土地の位置を示す地図
 - (2) 当該土地の登記事項証明書その他の届出の原因を証明する書面



Q 届出を出さないとうなるのですか？

A

届出をしない、又は虚偽の届出をしたときは、10万円以下の過料が科されることがあります。

No!



No!



森林所有者となった方は、立木の伐採を行う場合は市町村長に伐採及び伐採後の造林の事前届出、1ha超の林地開発を行う場合は知事の許可が必要です(保安林では、立木の伐採等及び土地の形質の変更について、知事の許可等が必要です)。